

令和7年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和8年1月20日14時から

場所：市役所1号館3階

■出席委員（7名）

中村圭三（会長）、矢野秀和、大岡健三、岩井俊之、宮澤邦夫、中島正雄、
岩淵明弘、山本一子、

■事務局

市長 西田三十五

経済環境部長 和田泰治、廃棄物対策課長 前田隆士

リサイクル清掃班 西野剛史、佐野満、福井健太、平間慶太郎

■傍聴人 0名

■会議次第

1.開会

2.経済環境部長あいさつ

3.議事

「粗大ごみ処理手数料の改定について」（答申）

「リチウムイオン電池拠点回収試行事業について」（答申）

「もやせるごみの収集方法の検討について」（報告）

4.答申

5.市長あいさつ

6.その他

7.閉会

1. 開会

事務局：

佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条第5項の規定により、本日の会議は成立いたします。それでは令和7年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。続きまして審議会の開催にあたり、経済環境部長和田よりご挨拶を申し上げます。

2. 経済環境部長あいさつ

部長挨拶

事務局：

本日の審議会に傍聴者はいらっしゃいませんでしたので、この場にて報告をさせていただきます。

では、これから議事に入ります。

本日の議事でございますが、粗大ごみ処理手数料の改定について、リチウムイオン電池拠点回収試行事業の答申についてです。

最後に、燃やせるごみの収集方法の検討の報告についてです。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第二条第4項の規定により、会議の議長は会長となることとされておりまして、中村会長、議事の進行をよろしく願います。

3. 議事

議長：

それでは早速でございますが、議事を進行させていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

まずは、議事録署名人の選出方法について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

本委員会の記録は、要点や主なご発言などをまとめ、会議録として作成し、原則として公開いたします。この会議録署名人でございますが、事務局案といたしましては、矢野委員と山本委員に署名人をお願いしたいと思います。

議長：

ただいま事務局から議事録署名人は、矢野委員と山本委員との提案がございました。

そのように進めて参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同：
異議なし。

議長：

それでは、事務局案で進めて参ります。

本日の議事は次第にありますように、1つ目が、粗大ごみ処理手数料の改定、2番目がリチウムイオン電池拠点回収試行事業及び、3番目に燃やせるごみの収集の検討報告であります。

1の粗大ごみ処理手数料の改定と2のリチウムイオン電池拠点回収試行事業につきましては、先月の第1回審議会の諮問を受けまして、また3番目の件では、事務局より報告がありました。まずは、前回の審議会において委員より、質問及びご意見を頂戴いたしました。

その際回答を保留していた件がありましたので、それらの説明を事務局よりお願いします。また前回の審議会の際、期限付きにてご質問・ご意見を別途受け付けておりました。そして質問や提案等が事務局に寄せられております。

提出されたご意見等について、事務局の回答を、まとめて説明いただきます。

最後に質疑応答を行い、その後答申について検討をしたいと思っております。

ご発言される方は挙手の上、指名いたしますので、事務局のマイクの準備が整いましたら、着席のままで、ご発言をお願いいたします。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：

4ページをご覧ください。

第1回審議会において回答を保留させていただいていた、手数料改定積算の根拠の件でございます。手数料収入から名目上の諸経費を引くとほぼゼロとなるようにしているという説明をさせていただきました。ごみの減量化のために実施するものということが大前提にありまして、その次として、収支についても前回会議でお話した通り、配慮しているというところがございます。それについての補足説明をいたします。

それでは、早速資料1の1番、粗大ごみ品目、理論上手数料の根拠をご覧ください。

まず、粗大ごみ手数料500円の場合でございます。

粗大ごみ収集運搬委託料がまずありまして、さらに印刷製本の印刷製本費があります。これは粗大ごみ処理券を印刷するためにかかる費用でございます。

手数料につきましては、店の方に販売を委託しておりますので、その販売額500円につき10%手数料として販売店の方に払っておりますので、その手数料ということになります。

その合計額の令和3～5年度分の平均額が3691万9813円となっております。

これに対して、粗大ごみ処理券の発行枚数の令和3から5年度の平均が5万3669枚となっております。そうすると1件あたりの理論上の手数料が687円というところが出て参ります。

これが1点目の根拠になります。

続いて粗大ごみ手数料1000円の場合は、500円の処理券2枚分ということになります。今回の改定にあたって、市の財政課、清掃組合、粗大ごみ収集運搬業者との協議の方を重ねて時間をかけて精査したものでございます。粗大ごみが大きなものになったとしても、粗大ごみ収集運

搬の委託料については同額とみております。

ただし、500円の粗大ごみ処理券を発行いたしますので、その印刷製本費や手数料は新たにかかってしまいます。令和3～5年度分の平均額が391万9813円となっております。

それを総発行枚数5万3669枚で割ると73円と出て参ります。

1000円の場合については687円プラス73円で760円の手数料がかかると想定されます。

1500円の場合につきましては、500円がさらに1枚増えるということになります。そこで、そこからさらに73円を足すということになりまして、833円が手数料ということになります。

続きまして、粗大ごみ品目表改定根拠を見てください。

今回の改定によりまして、500円は78品目、1000円は44品目、1500円は13品目となります。

それぞれ、品目ごとの理論上の手数料のマイナス、或いはプラス部分をその品目数で掛けますと、500円は、マイナス1万4586円。1000円は、1万560円。1500円は、8671円になります。

さらに、収集運搬業者に確認したところ、1500円の粗大ごみはあまり収集運搬していないとのことでした。そして、500円と1000円の粗大ごみは、同じ割合で多いとのことでした。

この想定量に基づいて割合を分けると、500円が40%。1000円が40%、1500円が20%で合計100%とします。あくまで理論上の実損益額であることをご了承ください。

その実損益額を集計すると124円ということになります。第1回会議でお話しましたとおり、ほぼプラマイゼロという根拠になります。

それでは、皆様からいただいた回答の紙を見ながらご説明させていただければと思います。

5ページをご覧ください。

まず1番目です。

「2026年12月までは粗大ごみ処理手数料の改定に関して精査することを希望します」という意見に対しまして、この審議会を迎えるまでに改定内容について精査してきておきます。

結果を見て、次の審議会にてご相談いたしますという回答でございます。

続いて、2番目です。

「市民に対して赤字理由を広報等で周知徹底いただきたい」との意見に対して、広報、ホームページあるいは各種イベント等を活用し周知徹底して参ります。

続いて3番目です。

「周知徹底の上で市民の協力が得られれば赤字を吸収できる案を具体的に提示して欲しい。」

これに対しては、資料1手数料改定根拠資料のとおりでございます。

また、ごみの減量化、リユースを推進するためご理解をお願いいたします。

続いて4番目、5番目です。

「分
をど
「今
これ
9ペ
まず
年度
ただ
させ
そし
粗大
これ
て、
さら
改定
が1
粗大
設計
てお
そし
ごさ
て、
損益
改定
よっ
す。

6ペ
6番
「コ
を広
これ
広報

続い
「改

続い
「人

「分別を厳しく徹底できれば、リサイクル率も上がり、ごみの減量化も進むので、具体的に何をどのように分別すればコストアップ&赤字が吸収できるのか試算して提示して欲しい。」

「今回の改定により手数料収入がどれくらい増額になるのか。」

これについては、資料3手数料損益想定を使用し、説明いたします。

9ページをご覧ください。

まず、令和5年と6年の実績を見てください。令和5年度の損益が1401万6155円。令和6年度が1623万6610円になります。

ただし、ここにはあくまで清祥組合による手選別及び市職員等の事務経費については対象外とさせていただいているということをご了承ください。

そして令和8年度の改定前想定を見てください。

粗大ごみ手数料の収入実績値は、2450万円ということになっております。

これは500円に令和4～6年の処理券の販売枚数の平均値であります4万9000枚をかけた、出している数字でございます。

さらに歳出の方見てください。

改定前と改定後それぞれ3976万8960円が収集運搬費、手数料が269万5000円、印刷製本費が172万1500円とそれぞれ計算しております。

粗大ごみ収集運搬費は、昨今の物価高や人件費の高騰が反映されている設計額になっており、設計額の4734万4000円に本年度落札率の0.84をかけてまして3976万8960円という額を出しております。

そして令和8年度改定後の想定につきましては歳入が3691万9000円、これは資料1の通りでございます。ただし500円で割り切れる額にしないといけないので、1000円未満は切り捨て、額を出しております。

損益を見てください。

改定をしなければ、1968万5460円の損益が出るという想定でしたのか、今回改定することによって、マイナス分が726万6460円ということで、かなり軽減されるということが確認できます。

6ページを見てください。

6番目です。

「コストアップ&赤字が吸収できそうもなければ、その理由を提示し、段階的に値上げする旨を広報等で告知する」というご意見でございます。

これについては、今回の値上げは24年前、12年前と段階的に改定値上げしてきた金額です。広報誌や市ホームページを有効に活用しつつ告知に努めて参ります。

続いて、7番目です。

「改定に同意。受益者負担の観点から処理手数料の改定に賛成」とのご意見です。

続いて、8番目です。

「人件費が高騰等でやむを得ないので、提案料金で了解した」というご意見でございます。

続いて、9 番目です。

「粗大ごみを戸別収集する以外に特定の日時、回収場所を決め、そこに持ち込んで排出する事で無料化できないか」というご意見でございます。

こちらについては、今後の施策の参考にして参ります。

続きまして、リチウムイオン電池拠点回収試行事業についていただいた意見に回答いたします。

7 ページをご覧ください。

現在、市役所本庁舎廃棄物対策課のみの回収を、人口の多い、志津地区、白井地区、根郷地区の出張所で回収していこうという事業の試行でございます。

1 番目です

「出張所職員自身の回収ではなく、専門業者による回収を試行すべきではないのか」という質問でございます。回答につきましては、発火する可能性のあるリチウムイオン電池の安全な取り扱いに精通した専門業者は存在しない状況です。今後の社会情勢を注視しながら、研究をして参ります。

続いて、2 番目です。

「試行に賛成。リチウムイオン電池はとて多く生活に取り込んでおり、今後も増えると思われる。資源の有効利用と安全の確保を勘案し、試行事業の後には本格実施につなげていただきたい」というご意見です。本格実施へ向けて様々な知見を得てまいります。

続いて、3 番目です。

「回収場所に回収品目がはっきりわかるよう様写真等で掲示をお願いしたい」というご意見です。ご意見を参考に写真等によりわかりやすくわかりやすい案内版を作成いたします。

続いて、4 番目です。

「資源の乏しい日本には意義があると考えられる。推進すべき。回収時の事故が起きないように慎重に進め、作業時は防護眼鏡の着用を勧めることも議論願います」とのご意見です。事故が起きないように最善を尽くして参ります。

続きまして、資料 2-3、燃やせるごみの収集方法についての説明に移ります。

8 ページをご覧ください。

前回、燃やせるごみの収集方法の検討について皆様方に報告させていただいたことでございます。

こちらにつきましては、諮問ではなく、あくまで報告でございますので、皆様からいただいたご意見内容について、説明いたします。

1 番目です。

「個人情報入っていないコピー用紙は、チラシと同じで子供会等の新聞回収させることを市民に周知してほしい」という意見です。

広報紙、ホームページ、各種イベント等にて周知に努めて参ります。

2 番目です。

「生ゴミについては、コンポスト内で土をまぶすだけで生ゴミが消えます。市民に知らせてもらえたら嬉しい」という意見です。

コンポストについては、ホームページで周知に努めております。引き続き市民への周知に努めて参ります。

ちなみに、生ゴミ処理機器の補助金活用実績につきまして、令和5年度32台、令和6年度28台となっております。

3 番目です。

「週3を堅持。週2回となると1回当たりのごみ量は1.5倍となり、大変。環境問題も懸念」というご意見です。

4 番目です。

「週2回を了承する場合は、曜日決めと他のごみの分類も見直すべき」とのご意見です。

5 番目です。

「収集費用の減を目指すなら水曜日を無回収日にし、他4日を生ゴミとその他の混廃による回収はどうか」というご意見です。

6 番目です。

「回収日を減らす理由は理解できるが、その他紙やカンを減らす等で調整できないか」という意見です。

7 番目です。

「収集車の稼働率等の維持向上を図り、収集日について周知を行いつつ、土曜日を含め、週6日の収集に関して実現可能かを議論することを提案します」という意見です。

3番から7番のご意見につきましては、今後収集方法について検討を行っていく中で貴重なご意見として、また市民意識調査や市民の意見等も参考にして参ります。

議長：

ありがとうございます。

それではただいまの説明を通して何か質問がございましたら、お願いいたします。

委員：

前回の資料も今回の資料も粗大ごみ手数料と粗大ごみ処理手数料が混同しています。これを統一した方が良いのではないかと。後、市民が実際に払っているのは回収費なのではないですか。処理費用ではないなら、粗大ごみ手数料の方が包括的な言い方になるのでは。

事務局：

はい。事務局より説明させていただきます。

規則の中で定められておまして、その中では「粗大ごみの処理手数料」というふうに記載されておりますので、確かに回収がメインであると言うご意見はそのとおりですが、あくまでその500円は回収だけではなく、最終的な処理のところまで含めて、500円を負担していただいて、我々行政の方でやっていくということでございますので、規則に沿って、「粗大ごみ処理手数料」という名前で記載をさせていただければと思います。

委員：

それでは、今後は「粗大ごみ処理手数料」に統一していくという認識でよろしいですか。

議長：

はい、事務局お願いします。

事務局：

はい。

すべて粗大ごみ処理手数料ということで記載をさせていただきます。

議長：

はい、ありがとうございます。他にご質問ございませんか。

委員：

前回の粗大ごみ品目表をもう一度見直しをしたところ、建築に関わる品目が多々あった。リフォームや建て替えで出たものは、業者で処分するのが基本である。

値上げした中にガスコンロとかアンテナとかドアがあり、一般の方が出す回数が少ないものではないか。資料3の令和8年度改定後損益がマイナス726万6460円であり、金額マイナスが実際は更に増えるのかなと思った。幾ら値上げしても、これが収益に値する方の金額に行くとは思えないので、もっと多数排出される品物の値段を上げた方が実際の損益で、マイナスが少なくなるのではないかと。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務
事務
ドア
まして
我々
大ご
組成
把握
まで
度出
更に
辺も
委員
DIY
議長
はい
事務
はい
委員
昨年
リフ
に関
ると
て行
委員
基本
いけ
困難
委員
実際
りし

事務局：

事務局でご説明させていただきます。

ドアとかその辺のものにつきまして、回収実績が少ないんじゃないかということでお話がありましたが、今、DIYが流行しておりまして、我々が問い合わせの電話を受ける感触からとなつてしましますが、多く出ているイメージがございます。

我々も便利屋ではないかと疑うのですが、確認し、個人で排出することがわかりまして、粗大ごみとして受入れる電話の調整をするということが多々あります。想定の話につきましては組成調査等をしているわけではないので、回収量については把握できておりません。

把握するには、調査の委託をしなければならず、余計な経費が発生してしまいます。あくまで、どの品目も同じ量あるいは、1500円の処理量のかかる品目については、その2分の1程度出ていることを前提に話を進めておりますので、ご了承いただければと思います。

更に、清掃組合に搬入されてから手間がかかるものを選んでいるところもありますので、その辺も含めてご理解いただければと思います。

委員：

DIYは、昨年までの実績を見て増えているということですか。

議長：

はい。事務局お願いします。

事務局：

はい。今までの実績の中で、極めて増えているというふうに認識しております。

委員：

昨年4月から建築基準法が変わりました。

リフォームについてすごく厳しくなりました、建築違反になる可能性が増えております。建築に関わる、例えば、DIY等で屋根など一部を処分する場合など。それを粗大ゴミ業者が回収すると違反に当たり、違反しているリフォームに対しての収集になってしまいます。そこについて行政側でどのように考えますか。

委員：

基本的に業者が解体したものについては、産業廃棄物に該当し、市の清掃工場を持ち込んではいけません。ただ、少量の場合については、家庭から出たものか業者が出したものの見分けが困難なので、清掃組合で可能な限り判断していると思います。

委員：

実際に粗大ごみ処理券を使用して、プリンターを出したところ、回収業者のあいさつがしっかりしており、とても良い印象を持ちました。

議長：
事務局お願いします。

委員：
直近で5月に粗大ごみ処理業者も含めた全体の会議というものがあります。その場でこういうことがあったということをし、しっかり伝えさせていただきます。
ありがとうございます。

議長：
どうもありがとうございます。
他にご質問等ございませんでしょうか。

委員：
資料3で改定後令和8年度をみると約700万の赤字となるということですが、何かで補填するということですか。

議長：
はい。事務局お願いします。

事務局：
はい。事務局より回答いたします。
市の歳出予算の中で補填するしかないという状況です。

委員：
改定後も約700万の赤字になるわけですね。
赤字削減のため、更なる増額という選択肢もあると思います。
この辺は、あまり考える必要はないのですか。

議長：
はい。事務局お願いします。

事務局：
事務局より回答いたします。
資料1と資料3で年度が1年ずれているところがございまして、この改定をすべきじゃないかということで動き始めた時期が早いので、令和3年から5年の平均額想定で考えさせていただきました。その後、著しい物価、人件費高騰が起きております。この分が市の財政負担が起きてしまったというところです。まずは、この改定表の方で実施をさせていただきます、結果を見て、次の機会に増額等再検討を考えていきたいと考えております。

議長
他に
それ
のり
答申
覧い
.....
議長
それ
答申
.....
委員
全員
.....
議長
議事
つい
.....
答申
.....
委員
全員
.....
議長
それ
申し
それ
.....
事務
それ
会長
委員
待ち
.....
議長
それ
.....
【休

議長：

他にございませんでしょうか。

それでは他にご質問がないようですので、これから議事1の粗大ごみ処理手数料の改定と議事2のリチウムイオン電池拠点回収試行事業の答申について審議したいと思います。

答申の文面につきましては事務局においてすでに配布されております。委員の答申書の案をご覧いただきたいと思います。

議長：

それではただいまから答申書の案につきまして、議事1について採決を行いたいと思います。答申書の案の通り、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員：

全員挙手。

議長：

議事1については、賛成全員ということで承認されました。それでは、続きまして、議事2について採決を行いたいと思います。

答申書の案につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員：

全員挙手。

議長：

それでは、ただいまの議事の1、2ともに賛成全員ということでご承認いただけたものとして答申したいと思います。

それでは、事務局の方で準備をお願いしたいと思います。

事務局：

それではこれより答申書の準備をさせていただきます。

会長には答申書を確認していただき、会長印の押印をお願いいたします。

委員の皆さんは大変申し訳ございませんがそのままお待ちいただき、押印が確認されるまでお待ちください。

議長：

それでは15時まで休憩といたします。

【休憩後】

4. 答申

事務局：

ただいまから会議を再開し、答申に移りたいと思います。
それでは中村会長から西田市長へ答申を行います。
会長、よろしくお願いいたします。

議長：

佐倉市長 西田三十五 様。

粗大ごみ処理手数料の改定及びリチウムイオン電池拠点回収試行事業。

令和7年12月23日付で諮問のありました標記の件について審議を行った結果、粗大ごみ処理手数料の改定、リチウムイオン電池拠点回収試行事業について答申いたします。

粗大ごみ処理手数料の改定、リチウムイオン電池拠点回収試行事業ともに承認いたします。審議された内容を反映させた上での実施をお願いいたします。

令和8年1月20日佐倉市廃棄物減量等推進審議会会長 中村圭三

事務局：

ではここで市長からご挨拶を申し上げます。
市長、よろしくお願いいたします。

5. 市長あいさつ

市長挨拶

6. その他

議長：

それでは、次第の6になります。
その他につきまして、事務局から何かございましたら、挙手をお願いいたします。

事務局：

はい。事務局より3点ございます。

まず、1点目です

粗大ごみ処理手数料の改定の件でございます。あくまで市といたしましては、ごみの減量化のため行いたいということが大前提です。商品などの余計な購入を抑えるとともに、リユースやリサイクルに回せるようにするための改定であるということをご確認をさせていただければと思います。

皆様のいただいたご意見を参考に粗大ごみ処理手数料の改定の方を進めて参りたいですし、リ

チウムイオン電池の拠点回収事業についてもあくまで試行になります。課題等がいろいろ出てくると思います。今後ともよろしく願いたします。

続いて2点目です。

これで廃棄物減量等推進審議会の予定は終了となります。

今後の開催につきましては、今のところ予定はございませんが、新たな議題等が生じましたら、予定させていただければと思います。

3点目です。

本日の会議録につきましては、要録を作成し署名人の確認を経て公開することといたします。内容がまとまり次第、署名をいただきたく日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長：

以上をもちまして本日の審議はこれにてすべて終了いたします。

議事の運営にご協力いただき誠にありがとうございました。

それでは司会を事務局にお返しします。

7. 閉会

事務局：

以上をもちまして、令和7年度第2回佐倉市廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。

本会議を実証し、下記のとおり署名捺印する。

令和8年3月19日

議長 中村 圭三 

会議録署名人 矢野 秀和 

同上 山本 一子 

